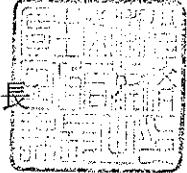


医政経発第0829004号
平成20年8月29日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長



「感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について」の一部改正について（通知）

標記については、「感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について」（平成19年3月30日医政経発第0330002号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「平成19年課長通知」という。）により取り扱われているところであるが、今般、平成19年課長通知の一部を別添のとおり改正することとし、それらの概要は下記のとおりであるので、管下医療機関に周知方お願いすると共に、その運用に遺憾なきを期されたい。

記

○ 改正の概要

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」が施行され、感染症の類型等として、新たに「新型インフルエンザ等感染症」が追加されたことに伴う改正を行う。

別添

◎ 感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について（平成19年3月30日医政経発第0330002号）

（傍線の部分は改正部分）

改	正	現行
○ 感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について （平成十九年三月三〇日） （医政経発第〇三三〇〇〇二号）	○ 感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について （平成十九年三月三〇日） （医政経発第〇三三〇〇〇二号）	○ 感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について （平成十九年三月三〇日） （医政経発第〇三三〇〇〇二号）
病院寝具類の洗濯業務において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項から第五項まで又は第七項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の感染の危険のある寝具類の消毒方法については、「病院、診療所等の業務委託について」（平成五年二月十五日付指第一四号厚生省健康政策局指導課長通知）により規定しているところである。	病院寝具類の洗濯業務において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項から第五項までに規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の感染の危険のある寝具類の消毒方法については、「病院、診療所等の業務委託について」（平成五年二月十五日付指第一四号厚生省健康政策局指導課長通知）により規定しているところである。	病院寝具類の洗濯業務において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項から第五項までに規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の感染の危険のある寝具類の消毒方法については、「病院、診療所等の業務委託について」（平成五年二月十五日付指第一四号厚生省健康政策局指導課長通知）により規定しているところである。
今般、この消毒方法に関して、新たにオゾンガスによる消毒方法を追加することとし、別紙のとおり「オゾンガス消毒における留意事項」を定めたので、管下医療機関及び関係団体に対し周知方お願いする。 なお、本通知の施行期日は平成十九年四月一日とする。	今般、この消毒方法に関して、新たにオゾンガスによる消毒方法を追加することとし、別紙のとおり「オゾンガス消毒における留意事項」を定めたので、管下医療機関及び関係団体に対し周知方お願いする。 なお、本通知の施行期日は平成十九年四月一日とする。	今般、この消毒方法に関して、新たにオゾンガスによる消毒方法を追加することとし、別紙のとおり「オゾンガス消毒における留意事項」を定めたので、管下医療機関及び関係団体に対し周知方お願いする。 なお、本通知の施行期日は平成十九年四月一日とする。